

グローバルマッピングテーブル(GMT)についてよくある質問

[1. GMT の使用と目的]

Q1-1. GMT の目的は何ですか？

A. GMT は出願人が、書類を五庁に提出する際に、同じ出願人名を使用することを推奨しており、出願人の名前のスペルミスが出願人または弁理士から発生することを防止することを目的としています。

Q1-2. 誰が GMT を使用し、どのように GMT は使われますか。

A. GMT は、五庁に提出する書類を準備する際に、五庁各庁の公用語で同じ文字の出願人の名前と住所を入力するために、出願人および弁理士が使用することを目的としています。

Q1-3. GMT に基づいて、五庁各庁は出願人または弁理士によって提出された文書の内容を修正しますか。

A. GMT は、五庁によってではなく、出願人および弁理士によって使用されることを目的としています。そのため、五庁は、出願人または弁理士から正式な要請なしに GMT に基づいた文書の内容の修正は行ないません。

Q1-4. GMT に示されている情報が、すでに五庁へ提出されている文書の中で述べられている情報と異なっている場合、文書の変更は生じますか。

A. GMT は既に提出された出願に関しては影響を与えることはありません。従って、出願人または弁理士から正式な手続きなしに変更が生じることはありません。

[2. GMT の構築と管理]

Q2-1. 誰が GMT を作成していますか。

A. GMT は出願人（企業）の自発的な参加により作成されます。GMT の参加は出願人自身次第であり、GMT の参加を強制するものではありません。GMT に含まれる全ての情報は、出願人によって記載されます。

Q2-2. GMT には何が盛り込まれていますか。

A. GMT に参加したい出願人は、提供されたフォームに従って、各国の言語で出願人の名前、住所、各庁によって指定された出願人コードを記入します。加えて、GMT の内容を修正および管理をするためには、出願人名を申請した各企業の担当者の電話番号、電子メールアドレス情報が必要になります。

Q2-3. GMTに参加したい出願人は、フォームの全項目に記入する必要がありますか。

A. 全ての項目をする必要はありません。出願人は、提案のフォームで入力したい項目を選択し、その項目にのみ記載することができます。ただし、上記の **Q2-2** の回答にあるように各企業の担当者の電話番号、電子メールアドレスは、データ修正および管理するために記入する必要があります。

Q2-4. 出願人は出願人名を複数記載することはできますか。

A. 複数の出願人名を記載することはできません。各出願人は同じ出願人名を使うことが望ましく、1名の出願人は各国の言語で出願人名を1つだけ指定する必要があります。1名の出願人は、出願人名を2種類以上で入力することはできません。

Q2-5. グループ各企業は、同じ企業名で GMTに参加する必要がありますか。

A. グループ各企業は別々に GMTに記載します。GMTはグループ各企業を関連付けるために使用されることを意図していません。

Q2-6. 出願人はどのように GMTに参加しますか。

A. 五庁各庁はこの **FAQ** とフォームを各国の企業と共有します。GMTに参加するかどうか決定した後、参加を希望する出願人は、参加の意志を通知します。出願人はフォームに記入してそれを提出します。KIPOは五庁各庁からデータを集め、最終的には GMTを完成するために1つのテーブルを作成します。

Q2-7. GMTはどのように公開されて利用されていますか。

A. GMTは、五庁のウェブサイト(<http://www.fiveipoffices.org/material.html>)の「IP5 material」ページの項目「出願人名称標準化 (SAN)」で更新される予定です。五庁はまた、各自のウェブページ上で GMTにリンクを提供します。出願人と弁理士は GMTにいつでもアクセスし利用することができます。

[3. グローバル ID の使用]

Q3-1. 「グローバル ID」は何のために使用されますか

A. 「グローバル ID」は、出願人と弁理士間で会社を特定するためのコミュニケーションツールとして、GMTに記載されています。例えば、同名の会社が複数ある場合は、出願人から弁理士へ「グローバル ID」を通知することによって同じ名前を持つ他の会社から自分の会社を区別することができます。

Q3-2. グループ企業各社へは1つの「グローバル ID」しか割り当てられませんか。

A. 異なる「グローバル ID」が、グループ企業各社に割り当てられます。GMT は各グループ企業の出願をまとめることを目的としていません。

Q3-3. 参加企業は、会社名の変更または企業合併後、同じ「グローバル ID」を使う必要がありますか。

A. 「グローバル ID」を、会社名の変更または合併の前後の名前にリンクさせることは行いません。会社名の変更や合併後に、参加企業が同じ「グローバル ID」を使用する義務を負うことは想定されていません。

[4. GMT の参加および情報更新の手続き]

Q4-1. 新しく参加を希望する、または、GMT の内容を修正したい出願人はどのような手続きが必要ですか。

A. 新たに参加または修正する方法は、質問 Q2-5 をご参照ください。GMT の内容を作成、修正、削除したい出願人は五庁各庁へ通知する必要があります。五庁各庁は、KIPO へ修正を送って、KIPO が最終的に GMT を更新します。

Q4-2. 出願人または弁理士が、五庁における個別出願の特許出願の間に出願人の名前を変更する場合、GMT の対応する情報は自動的に変更されますか。

A. 五庁は、GMT における情報と個別の出願をリンクすることを意図していません。出願人は GMT の情報を変更する必要がある場合は、各地域の五庁各庁の GMT の担当者に連絡するようお願いいたします。連絡先は下記に記載されています。

Q4-3. GMT の情報が更新されたとき、誰が弁理士に通知する必要がありますか。

A. GMT の情報を更新するときに、出願人が弁理士に通知する必要があります。同時に、弁理士は GMT を定期的にチェックするよう求められます。

Q4-4. GMT の情報が間違っている、または、更新されていないと見なされた場合、弁理士は誰に連絡すべきですか。

A. 弁理士は、出願人の名前と住所の正しい情報を確認するために、出願人に連絡するようお願いいたします。

[5. ユーザーの義務]

Q5-1. 出願人および弁理士に義務は生じますか。

A. グローバルマッピングテーブル (GMT) で出願することは参加企業の自主的な取り組みです。このため、五庁に提出する書類を準備するときは、GMT を利用することを推奨していますが、出願人と弁理士には GMT に関連するいかなる義務は生じず、罰則を受けることもありません。

Q5-2. 五庁で特許出願を希望するすべての出願者は GMT に参加する義務がありますか。

A. GMT の参加は義務ではありません。GMT に参加するかどうかは、出願人の意思によります。

Q5-3. 参加企業は、GMT で五庁のすべての公用語で名前と住所を含む全情報を提供する義務がありますか。

A. 出願人および弁理士は GMT で全ての情報を提供する義務はないため、一部の項目を未記入とすることができます。ただし、Q2-2 に記載されているように、各社の担当者の電話番号と E メールアドレスが必須になります。

Q5-4. いくつかの企業が共同で出願する場合、願書に含まれるすべての企業は、事前に GMT に参加しなければなりませんか？

A. 共同出願のすべての企業が GMT に参加する必要はありません。各企業は、GMT に参加するかどうかを個別に決定することができます。

[6. 免責条項]

Q6-1. 五庁は、GMT の内容に対して責任を負っていますか。

A. GMT の内容は出願人が自発的に提供する取組みであるため、五庁は GMT の内容による損害に対して責任を負うことはできません。

Q6-2. GMT に住所を記載することについては、情報セキュリティの懸念があります。

A. 弁理士の利便性を向上させるために、「住所」の項目がマッピングテーブルに含まれています。各企業は、住所と名前を載せるかどうかを決定することができます。マッピングテーブルに住所が入力されたことにより損害が発生した場合でも、各庁が責任を負うことはできません。

Q6-3. 弁理士が、GMT の情報に基づき書類の準備をして提出したが、GMT に間違いまたは更新されていない情報が含まれていた場合は、出願人と弁理士は何をすべきですか。

A. 出願人および弁理士は、各庁の法律と規則に従って、正式な手続きを取る必要があります。五庁は GMT の内容に責任を負うことはできず、手数料の返還を含め補償の申し出をすることはできません。

(補足)

Q2-2, 2-3, 5-3

企業担当者に代えて、企業担当部署の電話番号、電子メールアドレス情報を記載することも可能であり、原則担当部署の情報の記載をお願いします。

Q4-1

新たに参加または修正する方法は、質問 Q2-2,2-3 をご参照ください。

[連絡先情報]

特許庁総務部総務課情報技術統括室国際班

email : PA0100@jpo.go.jp (ヒ°ー・エー・セ°ロ・アイ・セ°ロ・セ°ロ)

TEL : 03-3581-1101 (内線 : 2505)